第１節　応急活動体制

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　職員の動員配備	●			総務班、関係各班
第２　情報連絡本部の設置	●			危機管理班
第３　災害警戒本部の設置	●			危機管理班、関係各班
第４　災害対策本部の設置	●			危機管理班、関係各班
第５　災害対策本部の運営	●			危機管理班、関係各班

第１　職員の動員配備

１　配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【地震災害】

配備体制	本部体制	配備基準	活動内容	責任者 配備要員
第１配備（準備体制）	情報連絡本部	1）本市近郊に震度４の地震が発生したとき 2）津波注意報が発表されたとき 3）その他危機管理課長が必要と認めるとき	1）被害情報の収集 2）被害状況等の確認 3）地震・津波情報及び災害関連情報の収集・伝達 4）第２配備への移行準備 5）自主避難所開設の検討、必要に応じ開設 6）災害対応の準備 7）ただし、津波注意報の場合は海岸堤防等より海側の地域を対象として避難指示	危機管理課長 市職員のうち、あらかじめ指名を受けた者
第２配備（警戒体制）	災害警戒本部	1）本市近郊に震度５弱の地震が発生したとき 2）その他総務部長が必要と認めるとき	1）被害情報の収集 2）被害状況等の確認 3）地震・津波情報及び災害関連情報の収集・伝達 4）災害に対する応急対策 5）第３配備への移行準備 6）警戒レベル３高齢者等避難の発令、及び避難所の開設	総務部長 市職員のうち、あらかじめ指名を受けた者

配備体制	本部体制	配備基準	活動内容	責任者 配備要員
（第３配備 救助体制）	災害対策本部	1）本市近郊に震度５強の地震が発生したとき 2）津波警報又は大津波警報が発表されたとき 3）その他市長が必要と認めるとき	1）被害情報の収集 2）被害状況等の確認 3）地震・津波情報及び災害関連情報の収集・伝達 4）災害に対する応急対策、被災者への救援活動の実施 5）第４配備への移行準備 6）警戒レベル４避難指示の発令	本部長(市長) 市職員のうち、あらかじめ指名を受けた者
（第４配備 非常体制）		1）本市近郊に震度６弱以上の地震が発生したとき 2）市内の全域に被害が発生するおそれがある場合、或いは発生した場合 3)その他本部長が必要と認めるとき	1）全庁的な災害対応 2）警戒レベル５緊急安全確保の発令	本部長(市長) 市職員のうち、あらかじめ指名を受けた者

※　各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。
※　市職員は、マスコミ報道、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等から警報情報及び南海トラフ地震に関する情報等を得、可能な限り自宅待機する。
※　職員の動員配備は、風水害応急対策計画に準じる。
※　消防本部の配備体制は、別途定める。(第１配備体制時には、消防本部及び消防団への要請が迅速に実施できるよう消防本部は体制をとること)
※　出向職員は、第４配備とする。

２　動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む）に災害情報が入った場合、警備員の連絡により、必要に応じ危機管理課職員が参集する。また、前記１の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、当該職員は動員指令を待つことなく、各自最も適した交通手段（バイク、自転車、徒歩）で直ちに自主的に参集する。

■動員指令の系統

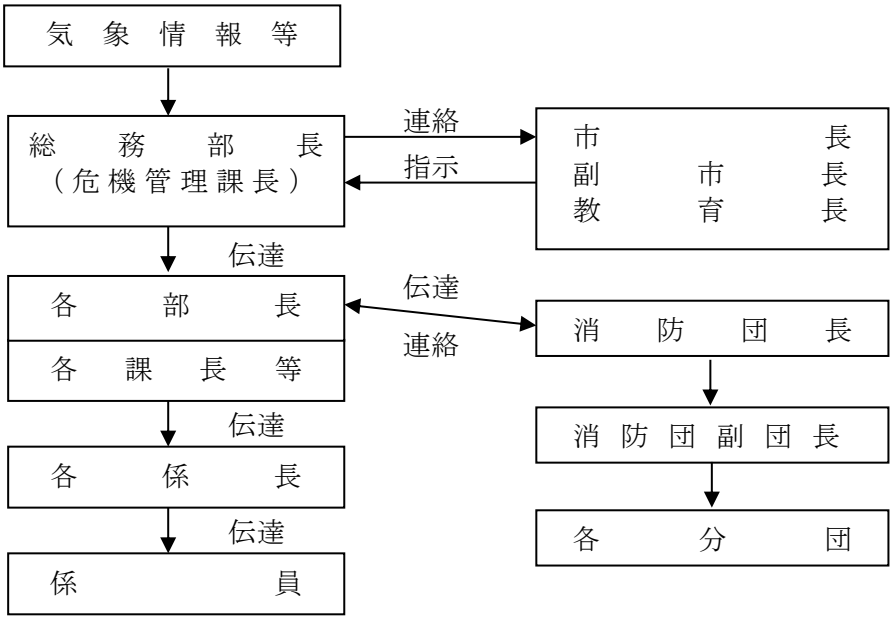

３　参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。

なお、勤務時間外に震度５弱以上の地震が発生したとき、職員は地区内の被害状況を把握し、各自の所属先への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市立コミュニティセンターに自主集合する。

４　参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班（各部等）でとりまとめた後、本部（危機管理課）に報告する。

※　資料編　６-１　参集記録票

※　資料編　６-２　参集途上の被災状況記録票

■参集報告の系統

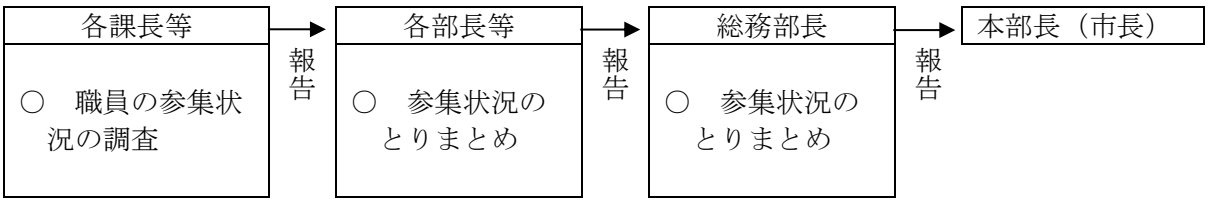

５　職員の動員要請

各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策部の応援を必要とするとき、総務班に職員の動員を要請する。

総務班は、各班長から職員動員要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

第２　情報連絡本部の設置（第１配備体制）

１　情報連絡本部の設置

危機管理課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、情報連絡本部を設置し、地震災害準備体制として防災担当職員（危機管理課等）を配備（第１配備体制）する。

■情報連絡本部の設置基準

○　市域で震度４以上の地震が発生したとき ○　市域沿岸に津波注意報が発表されたとき ○　その他、危機管理課長が必要と認めるとき

２　活動内容

情報連絡本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

○　地震情報、津波情報等の収集、警戒 ○　被害状況に関する情報収集 ○　市民への地震情報等の伝達

第３　災害警戒本部の設置（第２配備体制）

１　災害警戒本部の設置

総務部長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、地震災害警戒配備体制として各対策班の担当職員を配備（第２配備体制）する。

■災害警戒本部の設置基準

○　市域で震度５弱の地震が発生したとき
○　その他、総務部長が必要と認めるとき

２　設置、指揮の権限

総務部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■代行順位

第１順位　建設都市部長　　第２順位　農林水産部長　　第３順位　危機管理課長

３　活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

○　地震及び津波情報等の収集伝達
○　市民への地震及び津波情報等の伝達

４　災害警戒本部の廃止等

総務部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第４　災害対策本部の設置（第３配備体制）

１　災害対策本部の設置

災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて各班の担当職員を配備する。

※　資料編　３－３　糸島市災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

○　市域で震度５強以上の地震が発生したとき
○　市域沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
○　その他、市長が必要と認めるとき

■災害対策本部の設置場所

○　災害対策本部は、市役所４階庁議室に置く。
○　ただし、災害対策本部が被災し、その機能を果たさない場合は、次を代替場所とする。

	設置場所	TEL	備考
通　　常	市役所４階庁議室	323-1111	代表番号
第１候補	交流プラザ志摩館	327-1112	災害時優先電話
第２候補	交流プラザ二丈館	325-1112	災害時優先電話
第３候補	糸島市運動公園多目的体育館	321-1755	

２　地区対策部

本部長は、必要に応じて、交流プラザ二丈館及び交流プラザ志摩館に、それぞれ市職員を配備し、災害対策本部の二丈地区対策部及び志摩地区対策部を設置することができる。

３　現地災害対策本部

本部長は、必要に応じて、現地災害対策本部を設置・廃止する。

ただし、副市長等代行は、緊急を要する場合、市長に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに市長に報告する。

■設置基準

○　被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じたときは、現地災害対策本部を設置する。
○　現地災害対策本部の責任者は、副本部長又は災害対策本部員とする。
○　現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。
○　現地の災害応急対策が概ね終了したとき、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(1) 組織

現地災害対策本部の本部長及び本部員は、災害対策本部長が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

(2) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要するときは、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。

■現地災害対策本部長の行為

○　避難指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
○　警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
○　通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

(3) 現地災害対策本部の機能及び業務内容

責任者	現地災害対策本部の機能
本部長が指名する者	・庁舎内又は現地に設置する。 ・現地の情報収集と災害対策本部との連絡調整 ・危険区域の監視等 ・被災者の救出、市民の安全確保、避難の措置等 ・上記の危険区域に対する現地の状況に応じて、各班による現地対策班を設置する。

班名	業務内容
現地総務班	・災害対策の総括及び各班との連絡調整 ・関係機関との連絡調整 ・気象情報（警報）等の広報 ・災害対策本部に対する災害報告 ・災害対策本部の指示に基づく各種対策の実施
現地情報班	・被害情報収集
現地対策班	・危険区域の監視及び巡視 ・異常現象、二次災害の早期発見とその状況把握 ・被災者の救出 ・傷病者に対する救護及び緊急輸送 ・救出・救護及び応急措置に必要な資機材の確保 ・避難所の開設 ・避難の誘導 ・避難者及び市民の安否確認

４　災害対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

５　災害対策本部の設置及び廃止の通知等

危機管理班は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各　　班	○　庁内放送、防災行政無線、一般電話等
関　係　機　関	○　福岡県防災・行政情報通信ネットワーク、一般電話等
市　　民　　等	○　防災行政無線、市ホームページ、報道機関等
報　道　機　関	○　一般電話、口頭、文書等

第５　災害対策本部の運営

１　設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（市長）が行う。

市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

■代行順位

第１順位　副市長　　第２順位　教育長　　第３順位　総務部長

２　災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりである。

ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■組織、役割

本　　部　　長	市長	○　災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	副市長 教育長	○　本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本　　部　　員	部長等のうちから本部長が定める。	○　本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○　本部長の命を受け、部の事務を処理する。
班　　員	本部長が定める。	○　班長の命を受け、班の災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、「■糸島市災害対策本部組織図」に示す。

■糸島市災害対策本部組織図

災害対策本部	
本部長	市　長
副本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	総務部長 経営戦略部長 地域振興部長 市民部長 生活環境部長 生活環境部担当部長 健康福祉部長 建設都市部長 農林水産部長 経済振興部長 子ども教育部長 子ども教育担当部長 議会事務局長 消防長 消防団長

対策部名（部長）	対策班名（班長）
総務対策部 （総務部長）	危機管理班（危機管理課長） 総務班（総務課長） 公共施設管理班（公共施設管理課長） 監査事務班（監査事務局長） 会計班（会計課長）
経営戦略対策部 （経営戦略部長）	企画秘書班（企画秘書課長） 情報政策班（情報政策課長） 財政班（財政課長） 契約検査班（契約検査課）
地域振興対策部 （地域振興部長）	コミュニティ推進班 （コミュニティ推進課長） 生涯学習班(生涯学習課長） 文化班(文化課長） 人権・男女共同参画推進班 （人権・男女共同参画推進課長）
市民対策部 （市民部長）	市民班（市民課長） 税務班（税務課長） 収税班（収税課長） 国保年金班（国保年金課長）
生活環境対策部 （生活環境部長） （生活環境部担当部長）	環境政策班（環境政策課長） 環境施設班（環境施設課） 業務班（業務課長） 水道班（水道課長） 下水道班（下水道課長）
健康福祉対策部 （健康福祉部長）	健康づくり班（健康づくり課長） 地域福祉班（地域福祉課長） 福祉保護班（福祉保護課長） 介護・高齢者支援班 （介護・高齢者支援課長）
建設都市対策部 （建設都市部長）	都市計画班（都市計画課長） 都市施設班（都市施設課長） 建設班（建設課長）
農林水産対策部 （農林水産部長）	農業振興班（農業振興課長） 農地政策班（農地政策課長） 水産林務班（水産林務課長）
経済振興対策部 （経済振興部長）	ブランド政策班(ブランド政策課長） 学研都市づくり班 (学研都市づくり課長） 商工振興班（商工振興課長）
子ども教育対策部 （子ども教育部長） （子ども教育担当部長）	子ども班（子ども課長） 子育て支援班（子育て支援課長） 教育総務班（教育総務課長） 学校教育班（学校教育課長）
議会対策部 （議会事務局長）	議事班（議事課長）

消防本部 （消防長）	消防総務班（消防総務課長） 予防班（予防課長） 警防班（警防課長） 救急班（救急課長） 通信指令班（通信指令課長） 消防署（消防署長）

消防団 （消防団長）	消防団本部 消防団分団

３　本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■本部会議の概要

本部会議の開催時期	○　災害対策本部設置後 ○　その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	○　災害対策本部組織図を参照
事　　務　　局	○　危機管理班
協　議　事　項	○　被害状況の把握 ○　応急対策活動の調整 ○　災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止 ○　自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ○　警戒区域の設定、避難指示 ○　災害救助法の適用 ○　応急対策に要する予算及び資金 ○　国、県等への要望及び陳情 ○　その他災害対策の重要事項

４　関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

５　災害対策本部の表示

(1) 腕章等

災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書を携帯する。

(2) 標旗等

災害対策業務に使用する車両には、必要に応じ本部の標旗等を掲示する。

(3) 看板

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板を掲示する。

■主な災害対策拠点の種類

○　災害対策本部	○　応援部隊集結地	○　福祉避難所
○　現地災害対策本部	○　救護所	○　遺体安置所
○　災害ボランティアセンター	○　災害対応病院（市指定）	○　給水所
○　プレスセンター	○　ヘリコプター臨時離着陸場	○　物資集積拠点
○　災害相談窓口	○　指定避難所	

６　分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、「■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別）」のとおりである。

なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別）　その１

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
総務対策部	危機管理班 （危機管理課）	災害対策本部全般に関すること 避難情報の伝達に関すること 県・その他関係機関との連絡調整に関すること 災害対策基本法、及び災害救助法に基づく諸対策に関すること 自衛隊の派遣要請、及び協力機関の協力要請に関すること 行方不明者の捜索に関すること 警戒区域の設定に関すること 防災行政無線の運用、管理に関すること 応急救助及び応急対策に要する労働力の提供に関すること 関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に関すること 災害資料の作成及び災害記録に関すること 避難、救護施設等の選定等に関すること 罹災（被災）証明及び罹災（被災）届出証明の発行に関すること
	総務班 （総務課）	災害時における通信の確保に関すること 部内外の連絡調整に関すること 部内の被害状況の取りまとめに関すること 他の部の所管に属さないこと 職員の動員及び参集状況調査に関すること 職員及びその家族の被害調査に関すること
	公共施設管理班 （公共施設管理課）	公用車の配置に関すること 緊急通行車両の確認申請に関すること 公共施設、公共空地の利用調整に関すること 庁舎管理及び市有財産の被害調査、復旧対策に関すること 災害対策従事者の食料、飲料水、宿泊の確保に関すること 被災者に対する救援物資の調達配分に関すること 物資の輸送に関すること
	監査事務班 （監査事務局）	災害対策事務及び各対策班の応援に関すること
	会計班 （会計課）	配備要員の給食に関すること 災害対策本部用物資の調達及び出納保管に関すること 義援金品の受付、保管及び配分に関すること

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
経営戦略対策部	企画秘書班 （企画秘書課）	見舞者等への応接、秘書に関すること 本部長、副本部長の秘書に関すること 部内外の連絡調整に関すること 部内の被害状況の取りまとめに関すること
	情報政策班 （情報政策課）	情報処理に関すること 被害情報の収集及び連絡に関すること 市域の災害情報、被害情報のとりまとめに関すること 災害対策本部と報道機関の連絡に関すること 被災地の記録写真の撮影等に関すること 気象予報、警報の収集及び気象情報の連絡に関すること
	財政班 （財政課）	災害の応急費、災害対策本部等の予算措置に関すること 国、県等の補助金の措置に関すること 災害関係経費のとりまとめに関すること
	契約検査班 （契約検査課）	災害時の各工事における業者選定に関すること

■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別）　その２

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
地域振興対策部	コミュニティ推進班 （コミュニティ推進課）	コミュニティセンターの被害調査及び応急対策に関すること 住民組織（行政区等）との連絡に関すること 災害時の相談室の設置に関すること 外国人への支援に関すること ＪＲ・バス等公共交通機関の状況把握及び連絡に関すること 安否情報に関すること 避難指示等の広報車による広報に関すること 市立コミュニティセンターにおける避難所、救護施設等の開設に関すること
	生涯学習班 （生涯学習課）	社会教育施設及び設備の被害調査及び応急対策に関すること 社会教育施設等における避難所、救護施設等の開設に関すること
	文化班 （文化課）	文化財及び文化施設等の被害調査及び応急対策に関すること 文化施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関すること
	人権・男女共同参画推進班 （人権・男女共同参画推進課）	人権センター及び男女共同参画センターの被害調査及び応急対策に関すること

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
市民対策部	市民班 （市民課）	人的被害（行方不明者、安否不明者を含む）の調査に関すること 部内外の連絡調整に関すること 部内の被害状況の取りまとめに関すること 遺体の埋火葬許可書の発行に関すること
	税務班 （税務課）	災害による市税の減免に関すること 被害家屋調査に関すること
	収税班 （収税課）	災害による市税の猶予に関すること
	国保年金班 （国保年金課）	災害対策事務及び各対策班の応援に関すること

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
生活環境対策部	環境政策班 （環境政策課）	災害時の廃棄物の処理指導に関すること 動物の保護、収容に関すること 仮設トイレの設置に関すること
	環境施設班 （環境施設課）	死体収容処理並びに埋火葬に関すること し尿の処理に関すること 廃棄物処理施設の被害調査及び応急対策に関すること 被災地の廃棄物処理体制の確保に関すること 廃棄物処理費の減免申請に関すること
	業務班 （業務課）	部内外の連絡調整に関すること 部内の被害状況の取りまとめに関すること
	水道班 （水道課）	上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 給水に関すること
	下水道班 （下水道課）	下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること

■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別）　その３

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
健康福祉対策部	健康づくり班 （健康づくり課）	医療施設の被害調査並びに応急対策に関すること 医療班の編成及び活動に関すること 防疫班の編成及び活動に関すること 応急救護、医薬品、衛生材料の供給に関すること 指定避難所、救護施設等の防疫に関すること
	地域福祉班 （地域福祉課）	福祉施設の被害調査並びに応急対策に関すること 要配慮者（障がいのある人）の対策に関すること 災害見舞金、災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸与に関すること 災害ボランティアセンターとの連携に関すること 障害者施設における避難、福祉避難所等の開設に関すること 福祉仮設住宅での支援に関すること
	福祉保護班 （福祉保護課）	死体収容処理並びに埋火葬に関すること 部内外の連絡調整に関すること 部内の被害状況の取りまとめに関すること
	介護・高齢者支援班 （介護・高齢者支援課）	福祉施設の被害調査並びに応急対策に関すること 要配慮者（要介護者・高齢者）の対策に関すること 介護福祉施設等との連携に関すること 高齢者福祉施設における避難、福祉避難所等の開設に関すること 福祉仮設住宅の供給に関すること

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
建設都市対策部	都市計画班 （都市計画課）	被災建築物・宅地危険度判定の実施に関すること 被災住宅の応急修理に関すること 部内外の連絡調整に関すること 部内の被害状況の取りまとめに関すること 応急仮設住宅、福祉仮設住宅及び公営住宅の建設に関すること
	都市施設班 （都市施設課）	管理施設の災害応急・復旧措置に関すること 応急仮設住宅、福祉仮設住宅及び公営住宅の供給に関すること 都市公園、市営住宅施設の被害調査及び応急対策に関すること 空家住宅への対応に関すること
	建設班 （建設課）	道路及び橋梁の被害調査並びに応急対策に関すること 河川、堤防、砂防施設等の被害調査及び応急対策に関すること 道路、橋梁の危険箇所及び迂回路の表示に関すること 障害物の除去に関すること 応急工事用資機材の確保に関すること

■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別）　その４

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
農林水産対策部	農業振興班 （農業振興課）	農作物の被害調査及び応急対策に関すること 害虫の発生予防及び防除に関すること 救援苗の受付配給及び斡旋に関すること 家畜及び畜産施設、樹園地等の被害調査及び応急対策に関すること 被災家畜の飼料に関すること 家畜の感染症予防及び防疫に関すること 被災農林産業者に対する融資の斡旋に関すること 部内外の連絡調整に関すること 部内の被害状況の取りまとめに関すること
	農地政策班 （農地政策課）	農地の被害調査及び応急対策に関すること 農道、頭首工、ため池及び水路の被害調査並びに応急対策に関すること
	水産林務班 （水産林務課）	林産物の被害調査及び応急対策に関すること 林道、その他治山施設の被害調査及び応急対策に関すること 応急対策用資材（木材）等の調達・配分に関すること 水産施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関すること 水産業者の被害調査及び応急対策に関すること 被災水産業者に対する融資の斡旋に関すること 船舶の被害及び応急対策に関すること

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
経済振興対策部	ブランド政策班 （ブランド政策課） 学研都市づくり班 （学研都市づくり課）	部内外の連絡調整に関すること 部内の被害状況の取りまとめに関すること 観光客の把握・避難等の支援及び旅行者、滞在者の安全確保に関すること 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること
	商工振興班 （商工振興課）	食料及び生活物資の確保、供給に関すること 商工業施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関すること 商工業者の被害調査及び応急対策に関すること 被災商工業者に対する融資の斡旋に関すること 市が造成した産業団地及び誘致企業の被害調査並びに応急対策に関すること

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
議会対策部	議事班 （議事課）	議会の庶務に関すること

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
子ども教育対策部	子ども班 （子ども課） 子育て支援班 （子育て支援課）	児童福祉施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関すること 被災入園者の調査並びに応急対策に関すること 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること
	教育総務班 （教育総務課）	部内外の連絡調整に関すること 部内の被害状況の取りまとめに関すること 学校教育施設における避難所、救護施設等の開設に関すること 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 教育義援金品の配分に関すること
	学校教育班 （学校教育課）	被災児童生徒の調査並びに応急対策に関すること 児童生徒の登・下校の指導、臨時休校、臨時宿泊等に関すること 被災児童生徒への学用品の給与に関すること 炊き出しの実施、支援に関すること

■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別）　その５

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
消防本部	消防総務班 （消防総務課） 予防班 （予防課） 警防班 （警防課） 救急班 （救急課） 通信指令班 （通信指令課） 消防署	消火、救出・救助、救急に関すること 消防活動状況及び災害情報の収集、連絡、記録集計に関すること 消防部隊及び消防団の運用に関すること 緊急消防援助隊等の受入れ、連絡調整に関すること 消防指令通信に関すること 関係機関との連絡調整に関すること 避難誘導に関すること 消防広報に関すること 災害対策に必要な物資等の調整に関すること 消防機械器具の整備に関すること 行方不明者の捜索に関すること
消防団	消防団本部 消防団分団	水害の警戒活動に関すること 土砂災害の警戒活動に関すること 災害広報に関すること 行方不明者の捜索に関すること 救助活動に関すること 救急活動に関すること 消火活動に関すること 避難指示等の伝達に関すること 避難誘導に関すること 遺体の捜索に関すること
各部共通		部課内職員の動員配備調整、安否確認に関すること 所管施設、所管事項の被害調査、応急対策に関すること 災害対策本部への報告に関すること 所管事項に関する民間事業者等への協力要請に関すること 災害対策事務及び各対策班の応援に関すること

注）時期区分（概ねの目安）で、初動は災害警戒又は発生～２日目まで、応急は３日目～７日目まで、復旧は８日目以降に、主に対応する事務である。

■糸島市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施　設　名　等
本部活動	災害対策本部	本庁舎（建物破損等の場合は本部長の判断により移設する：交流プラザ二丈館、志摩館、糸島市運動公園多目的体育館その他会議室）
	現地災害対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊	市内公共施設、市内公用地
	災害ボランティアセンター	糸島市社会福祉協議会
医療救護	地域災害医療情報センター	糸島保健福祉事務所
	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	資料編　２－９　災害拠点病院等参照
交通輸送対策	県緊急輸送道路 （陸上輸送）	（1次）一般国道：国道202号、西九州自動車道 （2次）主要地方道：12号前原富士線、49号大野城二丈線、54号福岡志摩前原線、85号福岡志摩線
	物資集配拠点	指定避難所ほか
	ヘリコプター臨時離着陸場	資料編　２-12　災害時における臨時離着陸場参照
避難対策	指定避難所	資料編　２－７　指定避難所、指定緊急避難場所参照
要配慮者対策	福祉避難所	資料編　２－８　要配慮者利用施設参照
生活救援	給水拠点	指定避難所ほか
	炊き出し場所	指定避難所、学校の給食室・家庭科室、 市立コミュニティセンター等
	被災者相談窓口	市庁舎、指定避難所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	市内公共用地
清掃活動	がれき等の集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	市内公共施設
水防対策	水防（資機材）倉庫	資料編　２－２　水防資材参照
消火対策	消防本部、消防団詰所	資料編　２－３　消防団詰所参照

第２節　地震情報等の収集伝達

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　通信体制の確保	●			危機管理班、総務班、 公共施設管理班、情報政策班、 関係各班
第２　地震情報の収集伝達	●			危機管理班、情報政策班
第３　異常現象発見時における措置	●			危機管理班

第１　通信体制の確保

第３章第２節第１　通信体制の確保を参照。

第２　地震情報の収集伝達

１　地震関連情報の発表

福岡管区気象台または気象庁本庁は、地震及び津波に関する情報を発表する。

日本近海(北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね 600km 以内)で発生した地震による津波予報については管区気象台が、それより遠方で発生した地震による津波予報については気象庁本庁が担当する。

危機管理班及び情報政策班は、地震を覚知した場合、速やかに福岡県震度情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ等で、地震・津波情報を確認する。

■地震・津波情報の種類

種　　類		内　　容
地震情報	震度速報（1分30秒）	○　地震発生約1分30秒後、震度3以上の全国約180に区分した地域名※と地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	○　地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報（5分）	○　地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ※なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	○　最大震度1以上が観測されたときに、地震の震源要素、震央地名、観測点ごとの震度を発表 ※なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
	地震回数に関する情報	○　地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

種　　類		内　　容
	推計震度分布図	○　震度5弱以上の場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
緊急地震速報	緊急地震速報	○　強い揺れの到着前に伝える予報・警報。緊急地震速報（警報）は、一般向けにテレビ、ラジオを通じて提供されるもので、最大震度が5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域を対象に発表。また、緊急地震速報（予報）は、地震の規模がマグニチュード3.5以上、又は最大予測震度3以上又は長周期地震動階級が1以上と予想されるなど一定基準を超える地震が発生した場合に発表。
南海トラフ地震に関する情報	南海トラフ地震臨時情報※	○　観測された異常な現象の調査結果を公表すべき場合や、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合に発表。
	南海トラフ地震関連解説情報	○　観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等や、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を公表すべき場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）に発表。 ※ただし、すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表される場合がある。
津波情報	津波予報（3分）	○　津波の発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報（津波注意）を発表
	津波の到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	○　各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	○　主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	○　実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

※　本市は震度発表地域区分「福岡県福岡」、津波予報区「福岡県日本海沿岸」の地域に属する。なお、震度速報は、地震発生の第一報であり、各県をいくつかに分割した地域ごとの震度をまず発表する。市町村ごとの詳細な震度は、その後の震源・震度に関する情報および各地の震度に関する情報で知らせる。

※　資料編　４－２　気象庁震度階級関連解説表

※　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等に密接に関係のある事項について情報発信を行い、必要な対策、準備を実施するように呼び掛けるとともに、必要に応じて警戒態勢を整え、情報共有を図るものとする。警戒態勢については、第４章第１節第１「職員の動員配備」に準ずるが、臨時情報の内容に応じ、危機管理班が判断する。

■津波予報の種類と標識

予報の種類		解　　説	発表される津波の高さ※２	標　　識	
				鐘　　音	サイレン音
津波警報	大津波※１	○ 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上	（連点） ●-●-●-●	（約3秒）（短声連点） 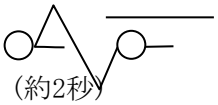 （約2秒）
	津波	○ 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m	（2点） ●-●　●-●　●-●	（約5秒） 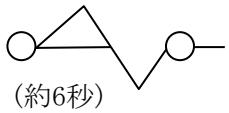 （約6秒）
津波注意報		○ 高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m	（3点と2点の班打） ●-●-●　●-●	（約10秒） 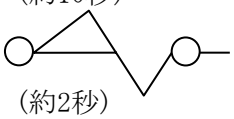 （約2秒）
津波警報解除及び津波注意報解除				（1点2個と2点の班打） ●　●　●-●	（約10秒）（約1分） 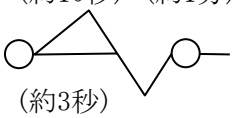 （約3秒）

※１大津波警報を特別警報に位置付けている。

※２「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

２　情報の伝達系統

危機管理班及び情報政策班は、地震及び津波の関連情報の収集、伝達を行い、速やかに市民及び関係機関へ伝達する。

■地震関連情報の伝達系統

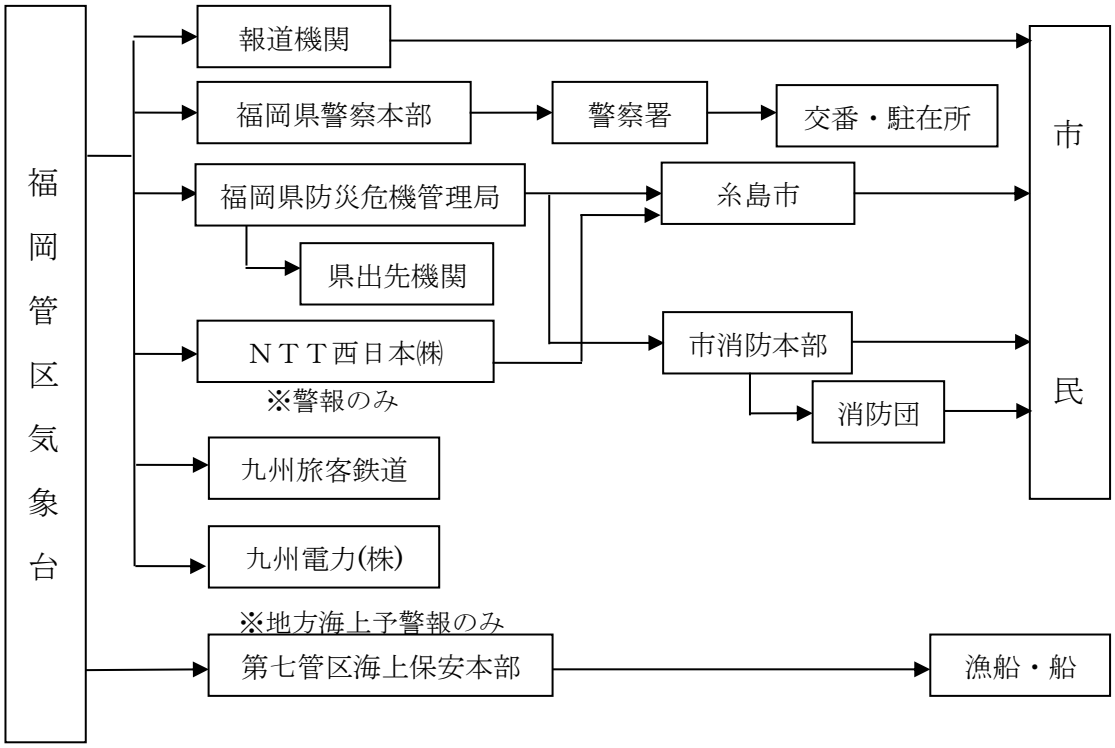

３　福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

■福岡県震度情報ネットワークシステム

○　防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
○　地震発生後、各市町村の震度データがＮＨＫ等を介してテロップ放送される。
※糸島市内は、（市本庁舎、交流プラザ二丈館・志摩館）に計測震度計を設置している。

第３　異常現象発見時における措置

第３章第２節第５　異常現象発見時における措置を参照。

第３節　被害情報等の収集伝達

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　警戒活動	●			建設班、水産林務班、 消防本部、*関係各班*、*消防団*
第２　初期情報の収集	●			危機管理班、情報政策班、 コミュニティ推進班、*関係各班*
第３　被害調査	●			税務班、関係各班
第４　災害情報のとりまとめ	●			情報政策班、税務班
第５　県、関係機関への報告、通知	●			危機管理班
第６　国への報告	●			危機管理班

第１　警戒活動

１　津波災害の警戒活動

建設班、水産林務班及び消防本部は、各々連携し、津波災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

○　津波情報の収集伝達
○　沿岸、河口部付近の警戒巡視
○　市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
○　市民への津波情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
○　指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

第２　初期情報の収集

第３章第３節第２　初期情報の収集を参照。

第３　被害調査

第３章第３節第３　被害調査を参照。

第４　災害情報のとりまとめ

第３章第３節第４　災害情報のとりまとめを参照。

第５　県、関係機関への報告、通知

第３章第３節第５　県、関係機関への報告、通知を参照。

第６　国への報告

危機管理班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

※　資料編　７－３　火災・災害等即報要領（様式）

■直接即報基準

○　地震が発生し、市内で震度５強以上を記録したとき（被害の有無を問わない）

第４節　災害広報・広聴活動

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　災害広報	●			情報政策班、関係各班
第２　報道機関への協力要請及び報道対応	●			情報政策班
第３　広聴活動	●			コミュニティ推進班、関係各班

第１　災害広報

情報政策班及び関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を情報政策班に提供する。

情報政策班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

■広報の時期、手段、内容

時　　期	手　　段	内　　容
災害発生直後	市防災行政無線 広報車 消防団 現場による指示等 県防災アプリ 市情報メール その他	○　避難指示 ○　避難所の設置 ○　地震・津波情報、危険情報 ○　被害の状況 ○　電話自粛 ○　市民のとるべき措置 ○　自主防災活動の要請 ○　その他必要な事項
応急対策活動時	市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ ホームページ テレビ・ラジオ等 市情報メール その他	○　余震等の情報 ○　被害の状況 ○　交通状況･ライフライン施設の被害状況 ○　応急仮設住宅の供与 ○　応急対策の概況、復旧の見通し ○　安否情報 ○　市民のとるべき防災対策 ○　食料・飲料水の供給等に関する情報 ○　その他必要な事項

第２　報道機関への協力要請及び報道対応

第３章第４節第２　報道機関への協力要請及び報道対応を参照。

第３　広聴活動

第３章第４節第３　広聴活動を参照。

第５節　応援要請

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　自衛隊派遣要請依頼等	●			危機管理班、関係各班
第２　広域応援派遣要請	●			危機管理班、消防本部
第３　要員の確保	●			総務班、コミュニティ推進班、 関係各班
第４　災害ボランティアの受入・支援		●		地域福祉班、社会福祉協議会
第５　海外からの支援の受入		●		コミュニティ推進班

第１　自衛隊派遣要請依頼等

第３章第５節第１　自衛隊派遣要請依頼等を参照。

第２　広域応援派遣要請

第３章第５節第２　広域応援派遣要請を参照。

第３　要員の確保

第３章第５節第３　要員の確保を参照。

第４　災害ボランティアの受入・支援

第３章第５節第４　災害ボランティアの受入・支援を参照。

第５　海外からの支援の受入

第３章第５節第５　海外からの支援の受入を参照。

第６節　災害救助法の適用

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　災害救助法の適用申請	●			危機管理班
第２　災害救助費関係資料の作成及び報告			●	危機管理班、関係各班

第１　災害救助法の適用申請

第３章第６節第１　災害救助法の適用申請を参照。

第２　災害救助費関係資料の作成及び報告

第３章第６節第２　災害救助費関係資料の作成及び報告を参照。

第７節　救助・救急・消防活動

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　行方不明者の捜索	●			消防本部、*危機管理班*、*消防団*
第２　救助活動の実施	●			消防本部、*危機管理班*、*消防団*
第３　救急活動の実施	●			消防本部、*消防団*
第４　消防活動の実施	●			消防本部、危機管理班、消防団

※　救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第１　行方不明者の捜索

第３章第７節第１　行方不明者の捜索を参照。

第２　救助活動の実施

第３章第７節第２　救助活動の実施を参照。

第３　救急活動の実施

第３章第７節第３　救急活動の実施を参照。

第４　消防活動の実施

第３章第７節第４　消防活動の実施を参照。

第８節　医療救護活動

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　医療救護チームの編成	●			健康づくり班
第２　医療救護所の設置	●			健康づくり班
第３　医療救護活動	●			医療救護チーム
第４　後方医療機関の確保と搬送	●			健康づくり班、消防本部
第５　医薬品、医療資機材等の確保	●			健康づくり班
第６　被災者の健康と衛生状態の管理		●		健康づくり班、環境政策班
第７　心のケア対策			●	健康づくり班

災害が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所で対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。

第１　医療救護チームの編成

第３章第８節第１　医療救護チームの編成を参照。

第２　医療救護所の設置

第３章第８節第２　医療救護所の設置を参照。

第３　医療救護活動

第３章第８節第３　医療救護活動を参照。

第４　後方医療機関の確保と搬送

第３章第８節第４　後方医療機関の確保と搬送を参照。

第５　医薬品、医療資機材等の確保

第３章第８節第５　医薬品、医療資機材等の確保を参照。

第６　被災者の健康と衛生状態の管理

第３章第８節第６　被災者の健康と衛生状態の管理を参照。

第７　心のケア対策

第３章第８節第７　心のケア対策を参照。

第９節　交通・輸送対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　交通情報の収集、道路規制	●			コミュニティ推進班、水産林務班、建設班
第２　道路及び海上交通の確保	●			都市計画班、建設班、水産林務班
第３　車両等、燃料の確保、配車	●			公共施設管理班、水産林務班、危機管理班
第４　緊急通行車両の確認申請	●			公共施設管理班
第５　緊急輸送	●			商工振興班、公共施設管理班、危機管理班、*関係各班*
第６　物資集配拠点の設置		●		危機管理班
第７　ヘリコプター臨時離着陸場の設置	●			関係各班、*消防本部*

第１　交通情報の収集、道路規制

第３章第９節第１　交通情報の収集、道路規制を参照。

第２　道路及び海上交通の確保

第３章第９節第２　道路及び海上交通の確保を参照。

第３　車両等、燃料の確保、配車

第３章第９節第３　車両等、燃料の確保、配車を参照。

第４　緊急通行車両の確認申請

第３章第９節第４　緊急通行車両の確認申請を参照。

第５　緊急輸送

第３章第９節第５　緊急輸送を参照。

第６　物資集配拠点の設置

第３章第９節第６　物資集配拠点の設置を参照。

第７　ヘリコプター臨時離着陸場の設置

第３章第９節第７　ヘリコプター臨時離着陸場の設置を参照。

第 10 節　避難対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　避難指示等	●			危機管理班、情報政策班、*関係各班、消防本部*
第２　警戒区域の設定	●			危機管理班、*関係各班、消防本部*
第３　避難誘導	●			地域福祉班、介護・高齢者支援班、子ども班、子育て支援班、学校教育班、消防本部、消防団
第４　避難所の開設	●			コミュニティ推進班、教育総務班、関係各班
第５　避難所の運営		●		避難所運営職員、コミュニティ推進班、教育総務班、危機管理班、商工振興班、情報政策班
第６　旅行者、滞在者の安全確保	●			ブランド政策班、学研都市づくり班

災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させ、また、屋内での待避その他の避難のための安全確保に関する措置（以下、「安全確保措置」という。）をとらせるための避難指示等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第１　避難指示等

１　避難指示等の発令権者

市長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」の発令を行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、第３章第１節第５の災害対策本部の運営「１　設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

危機管理班は、関係各班、関係機関と連携し、避難指示に関する事務を行う。

■避難指示の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	指示を行う要件	根拠法令	取るべき措置
市長	意志決定代行順位 第１順位：副市長 第２順位：教育長 第３順位：総務部長	災害全般	指示	○　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ○　人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○　急を要すると認めるとき	災対法第 60 条第１項第 3 項	県知事に報告（窓口：防災危機管理局）
			緊急安全確保措置の指示	○　避難のための立ち退きを行うことにより人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき		
	知事（委任を受けた吏員）	災害全般	指示	○　上記の場合において、市がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき	同上第5項	事務代行の公示
	警察官 海上保安官	災害全般	指示	○　市長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと警察官又は海上保安官が認めるとき、又は市長から要求があったとき	同上第61条第1項	市町村に通知（市長は知事に報告）

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	勧告、指示を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	○　人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合	警察官職務執行法第4条第1項
	災害全般	措置命令措置	○　上記の状況で、特に急を要するとき	
海上保安官	災害全般	措置命令措置（船舶、乗組員、乗客等に対するもの）	○　海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき	海上保安庁法第18条

発令権者	災害種類	実施事項	勧告、指示を行う要件	根拠法令
自衛官（災害派遣時に限る）	災害全般	警告（準用）	○　警察官の要件と同じ（ただし、警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法第94条第1項
	災害全般	措置命令措置（準用）	○　警察官の要件と同じ（ただし、警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法第94条第1項
知事、知事の命を受けた職員（洪水等は水防管理者を含む）	地すべり	指示	○　地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
	洪水・高潮	指示	○　洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

２　避難指示等の区分

避難指示等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

■避難指示等の区分

区分		発令時の状況	市民等に求める行動
警戒レベル３	高齢者等避難	○　災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が危険な場所から避難すべき状況 ○　余震等による二次災害の発生の恐れがある場合	○　要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、危険な場所から計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○　上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備をしたり、自主的に避難を開始
警戒レベル４	避難指示	○　災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○　余震等による二次災害の発生の危険性が高い場合	○　通常の避難行動ができる者は、危険な場所から計画された避難場所等へ全員避難行動を開始

※　自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の２階等に避難することもある。

※　その他、ため池や橋梁などの構造物の被災により市民の生命・身体の安全が脅かされるおそれがある場合には、現場の状況により必要に応じた避難誘導を行うものとする。

３　避難指示等の基準

市長が行う避難指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、又は予想され、市民等の生命又は身体に危険及びおそれがある場合を基準として実施する。

■避難指示等をする場合の目安

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

○　気象台から災害に関する警報（津波警報等）が発表され、避難を要すると判断されるとき
○　防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき
○　地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがあるとき
○　建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
○　延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき
○　ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき
○　その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

■避難の種類及び発令基準（津波災害・その他二次災害）

津波災害・その他二次災害については、気象庁による津波警報、地震動及び二次災害の状況等を指標として判断する。また、判断に当たっては、福岡管区気象台や福岡県土整備事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

表　津波災害・その他二次災害の避難指示等の発令基準

種　類	発令対象区域	発令条件
高齢者等避難		
避難指示	○　漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域 ○　「福岡県津波浸水想定（平成 28 年 2 月）」において、津波によって浸水が想定される地域	○　津波注意報が発表された場合 ○　①～②のいずれか１つに該当する場合 ① 津波警報・大津波警報が発表された場合 ② 停電、通信途絶により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ（震度４程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合

４　避難指示等の伝達

危機管理班及び情報政策班は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに高齢者等避難、避難指示を市防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

また、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するよう努める。

■避難指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	危機管理班及び関係各班	市防災行政無線、広報車、消防団等 福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」 福岡県庁ＬＩＮＥ公式アカウント、 情報メールいとしま、緊急速報メール等
	各施設管理者、自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク等
伝達事項	○　避難対象地域 ○　高齢者等避難、避難指示の理由 ○　避難先 ○　避難経路 ○　注意事項（戸締まり、携行品）等	

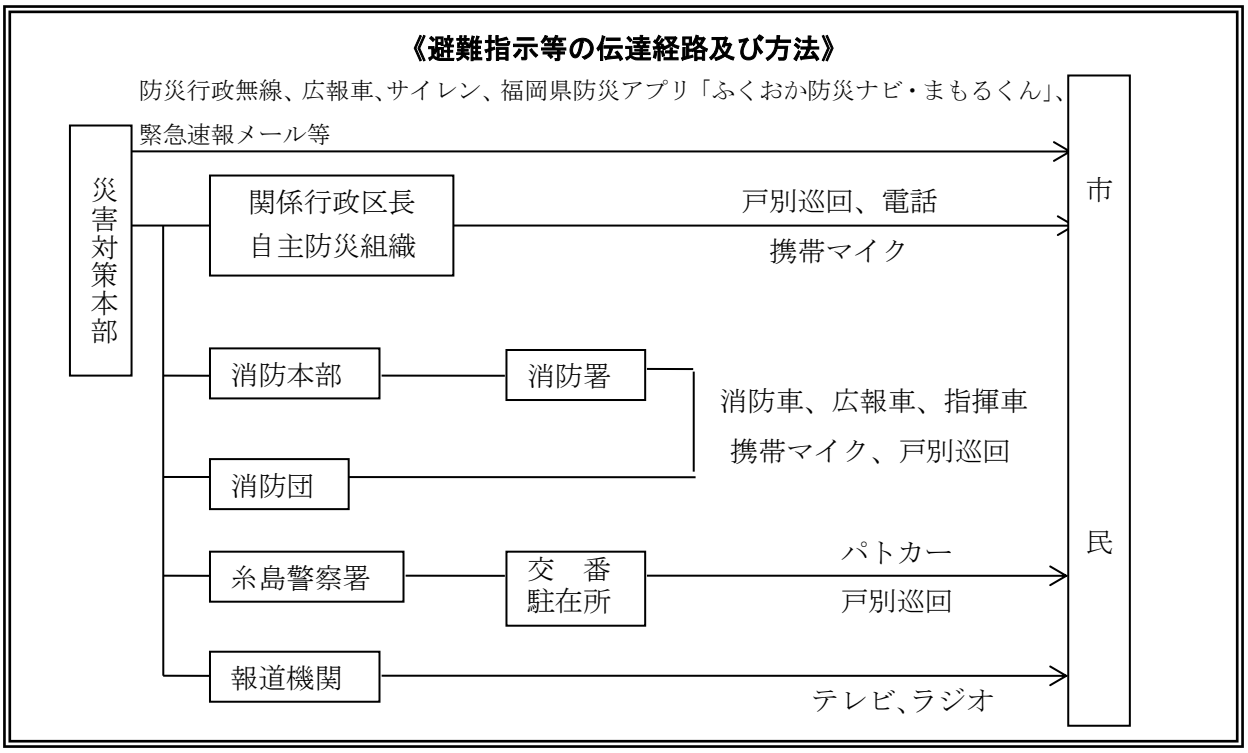

５　県・関係機関への報告、要請

危機管理班は、避難指示等が発令された場合は、速やかに県、警察署及び関係機関等にその旨を報告、要請する。

■連絡先

報告	県知事（県防災危機管理局）
協力要請	警察署等
避難所開設	教育総務班、コミュニティ推進班（避難所運営職員）、避難施設管理者等

６　解除とその伝達、報告

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示等を解除する。

危機管理班及び情報政策班は、避難所運営者と連携し、避難所に避難している対象者に伝達する。

また、解除後は速やかに県、警察署及び関係機関等に報告する。

第２　警戒区域の設定

第３章第 10 節第２　警戒区域の設定を参照。

第３　避難誘導

第３章第 10 節第３　避難誘導を参照。

第４　避難所の開設

避難所は、以下の基準に基づき開設する。

震度５強：一次避難所

震度６弱：一次・二次避難所

上記施設で不足する場合は、本部長が選定の上、避難所を開設することができる。

その他は、第３章第 10 節第４　避難所の開設を参照。

第５　避難所の運営

第３章第 10 節第５　避難所の運営を参照。

第６　旅行者、滞在者の安全確保

第３章第 10 節第６　旅行者、滞在者の安全確保を参照。

第 11 節　要配慮者（避難行動要支援者）対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　安全確保、安否確認	●			地域福祉班、介護・高齢者支援班
第２　避難所での応急支援		●		地域福祉班、介護・高齢者支援班
第３　福祉避難所等の確保、移送		●		地域福祉班、介護・高齢者支援班
第４　要配慮者への各種支援			●	地域福祉班、介護・高齢者支援班
第５　福祉仮設住宅の供給			●	都市施設班、都市計画班 地域福祉班、介護・高齢者支援班
第６　福祉仮設住宅での支援			●	地域福祉班、介護・高齢者支援班
第７　外国人への情報伝達等			●	コミュニティ推進班、情報政策班

要配慮者とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。

具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者（児）、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人、人工透析者などである。

第１　安全確保、安否確認

第３章第 11 節第１　安全確保、安否確認を参照。

第２　避難所での応急支援

第３章第 11 節第２　避難所での応急支援を参照。

第３　福祉避難所等の確保、移送

第３章第 11 節第３　福祉避難所等の確保、移送を参照。

第４　要配慮者への各種支援

第３章第 11 節第４　要配慮者への各種支援を参照。

第５　福祉仮設住宅の供給

第３章第 11 節第５　福祉仮設住宅の供給を参照。

第６　福祉仮設住宅での支援

第３章第 11 節第６　福祉仮設住宅での支援を参照。

第７　外国人への情報伝達等

第３章第 11 節第７　外国人への情報伝達等を参照。

第 12 節　安否情報の提供

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　情報収集		●		危機管理班、コミュニティ推進班
第２　照会を行う者		●		危機管理班、コミュニティ推進班
第３　照会手順		●		危機管理班、コミュニティ推進班
第４　提供できる情報		●		危機管理班、コミュニティ推進班

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

第１　情報収集

第３章第 12 節第１　情報収集を参照。

第２　照会を行う者

第３章第 12節第２　照会を行う者を参照。

第３　照会手順

第３章第 12 節第３　照会手順を参照。

第４　提供できる情報

第３章第 12節第４　提供できる情報を参照。

第 13 節　生活救援活動

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　飲料水の確保、供給	●			水道班、業務班、*下水道班*
第２　食料の確保、供給	●			商工振興班、農業振興班、 避難所運営職員
第３　炊き出しの実施、支援		●		子ども班、子育て支援班、 学校教育班
第４　生活物資の確保、供給	●			商工振興班、避難所運営職員
第５　救援物資の受入れ等		●		危機管理班、地域福祉班
第６　物資の受入れ、仕分け等		●		危機管理班、地域福祉班

第１　飲料水の確保、供給

第３章第 13 節第１　飲料水の確保、供給を参照。

第２　食料の確保、供給

第３章第 13 節第２　食料の確保、供給を参照。

第３　炊き出しの実施、支援

第３章第 13 節第３　炊き出しの実施、支援を参照。

第４　生活物資の確保、供給

第３章第 13 節第４　生活物資の確保、供給を参照。

第５　救援物資の受入れ等

第３章第 13 節第５　救援物資の受入れ等を参照。

第６　物資の受入れ、仕分け等

第３章第 13 節第６　物資の受入れ、仕分け等を参照。

第 14 節　住宅対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　被災建築物の応急危険度判定		●		都市計画班
第２　被災宅地の危険度判定		●		都市計画班
第３　空屋住宅への対応等			●	都市施設班、都市計画班
第４　応急仮設住宅の建設等			●	都市施設班、都市計画班
第５　応急仮設住宅の入居者選定			●	都市施設班、*都市計画班*
第６　被災住宅の応急修理			●	都市計画班、*関係各班*

第１　被災建築物の応急危険度判定

１　応急危険度判定実施本部の設置

本部長は、地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置する。

都市計画班は、被災建築物応急危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

■応急危険度判定実施本部の組織

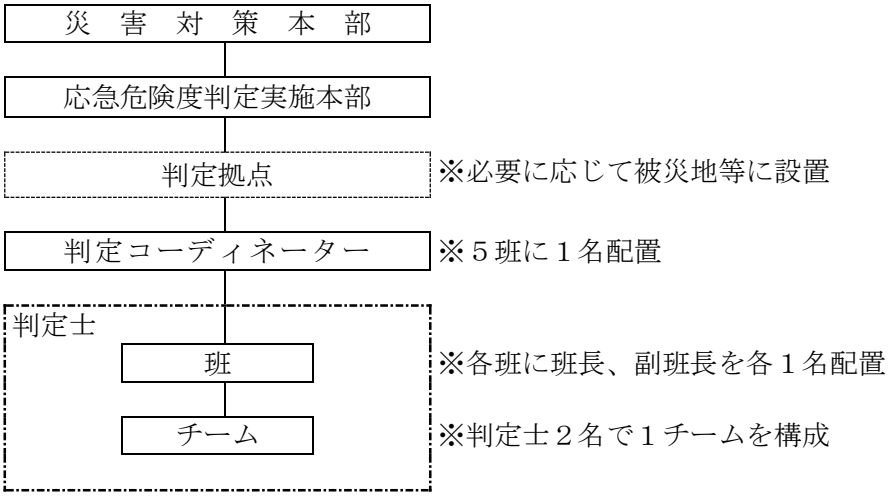

■応急危険度判定実施本部の業務

○　実施本部、判定拠点の設置
○　県等への支援要請
○　判定士の参集要請、派遣要請
○　判定士の受け入れ
○　判定の実施
○　判定結果の集計、報告等

２　応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

○　判定実施計画の作成 ○　判定資機材等の準備 ○　判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保） ○　市民への広報、相談等

３　判定コーディネーター

判定コーディネーターは、事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。判定コーディネーターは、マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定コーディネーターの業務内容

○　判定実施の準備 ○　判定士の受け入れ準備 ○　判定士の受け付け ○　判定士の判定作業の説明 ○　判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

４　判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼りつける。

■判定内容

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危　　険	赤　色	○　その建築物には立ち入らないこと
要　注　意	黄　色	○　立ち入りには十分注意すること
調　査　済	緑　色	○　建築物は使用可能

第２　被災宅地の危険度判定

１　被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長は、地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

都市計画班は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

■被災宅地危険度判定実施本部の組織

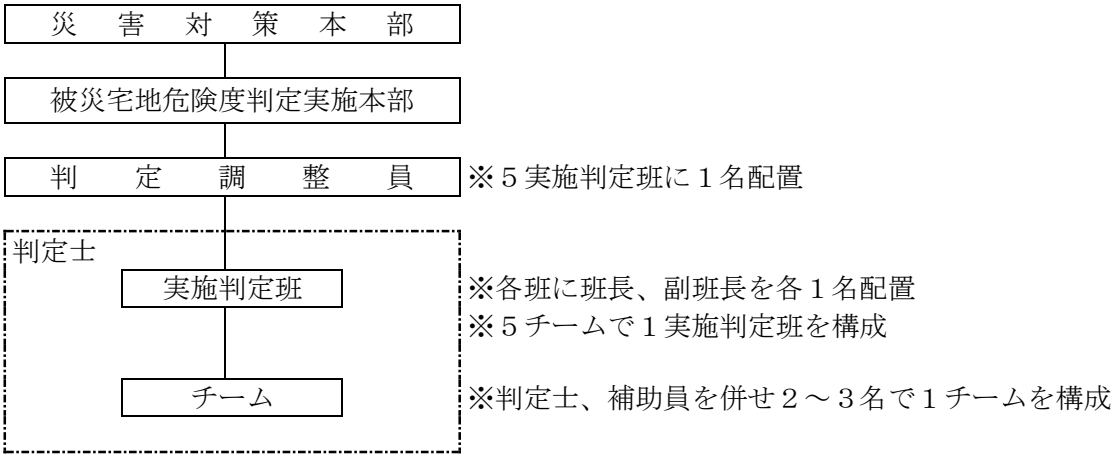

■被災宅地危険度判定実施本部の業務

○　実施本部の設置
○　県等への支援要請
○　判定士の参集要請、派遣要請
○　判定士の受け入れ
○　判定の実施
○　判定結果の集計、報告等

■判定対象施設

○　擁壁
○　宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
○　排水施設
○　その他

２　被災宅地危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

○　判定実施計画の作成
○　判定資機材等の準備
○　判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
○　市民への広報、相談等

３　判定調整員

判定調整員は、事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。

判定調整員は、マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定調整員の業務内容

○　判定実施の準備
○　判定士の受け入れ準備
○　判定士の受け付け
○　判定士の判定作業の説明
○　判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

４　判定作業

参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

なお、宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援のもと、別途調査を行う。

第３　空屋住宅への対応

第３章第 14 節第１　空家住宅への対応を参照。

第４　応急仮設住宅の建設等

第３章第 14 節第２　応急仮設住宅の建設等を参照。

第５　応急仮設住宅の入居者選定

第３章第 14 節第３　応急仮設住宅の入居者選定を参照。

第６　被災住宅の応急修理

第３章第 14 節第４　被災住宅の応急修理を参照。

第 15 節　防疫・清掃活動

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　食品の衛生対策		●		環境政策班
第２　防疫活動		●		健康づくり班、環境政策班
第３　有害物質の漏洩等防止	●			環境政策班
第４　し尿の処理	●			環境政策班、環境施設班
第５　清　　掃		●		環境政策班、環境施設班
第６　障害物の除去	●			建設班、水産林務課、環境政策班
第７　動物の保護、収容		●		環境政策班、農業振興班

第１　食品の衛生対策

第３章第 15 節第１　食品の衛生対策を参照。

第２　防疫活動

第３章第 15 節第２　防疫活動を参照。

第３　有害物質の漏洩等防止

第３章第 15 節第３　有害物資の漏洩等防止を参照。

第４　し尿の処理

第３章第 15 節第４　し尿の処理を参照。

第５　清掃

第３章第 15 節第５　清掃を参照。

第６　障害物の除去

第３章第 15 節第６　障害物の除去を参照。

第７　動物の保護、収容

第３章第 15 節第７　動物の保護、収容を参照。

第 16 節　遺体の処理・埋火葬

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　遺体の捜索	●			消防本部、*消防団*
第２　遺体の処理、検案	●			福祉保護班
第３　納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	●			福祉保護班、環境施設班、市民班
第４　遺体の埋火葬		●		福祉保護班、環境施設班、市民班

第１　遺体の捜索

第３章第 16 節第１　遺体の捜索を参照。

第２　遺体の処理、検案

第３章第 16 節第２　遺体の処理、検案を参照。

第３　納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

第３章第 16 節第３　納棺用品等の確保と遺体の収容、安置を参照。

第４　遺体の埋火葬

第３章第 16 節第４　遺体の埋火葬を参照。

第 17 節　文教対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	●			学校教育班、子ども班
第２　応急教育			●	学校教育班、教育総務班
第３　保育所児童の安全確保、安否確認	●			子ども班、子育て支援班
第４　応急保育			●	子ども班、子育て支援班
第５　文化財対策		●		文化班、施設管理者

第１　幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

第３章第 17 節第１　幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認を参照。

第２　応急教育

第３章第 17 節第２　応急教育を参照。

第３　保育所児童の安全確保、安否確認

第３章第 17 節第３　保育所児童の安全確保、安否確認を参照。

第４　応急保育

第３章第 16 節第４　応急保育を参照。

第５　文化財対策

第３章第 17 節第５　文化財対策を参照。

第 18 節　公共施設等の応急対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　上水道施設	●			水道班、*業務班*
第２　下水道施設	●			下水道班、*業務班*
第３　電気施設	●			九州電力、九州電力送配電
第４　ガス施設	●			ガス事業者
第５　通信施設	●			通信事業者
第６　道路施設	●			建設班、関係機関
第７　河川、水路	●			建設班、関係機関
第８　ため池	●			水産林務班、関係機関
第９　漁港・海岸	●			水産林務班、関係機関
第10　鉄道施設	●			JR 九州、JR 貨物
第11　その他の公共施設	●			各施設管理者

第１　上水道施設

第３章第 18 節第１　上水道施設を参照。

第２　下水道施設

第３章第 18 節第２　下水道施設を参照。

第３　電気施設

第３章第 18 節第３　電気施設を参照。

第４　ガス施設

第３章第 18 節第４　ガス施設を参照。

第５　通信施設

第３章第 18 節第５　通信施設を参照。

第６　道路施設

第３章第 18 節第６　道路施設を参照。

第７　河川、水路

第３章第 18 節第７　河川、水路を参照。

第８　ため池

第３章第 18 節第８　ため池を参照。

第９　漁港・海岸

第３章第 18 節第９　漁港・海岸を参照。

第 10　鉄道施設

第３章第 18 節第 10　鉄道施設を参照。

第 11　その他の公共施設

第３章第 18 節第 11　その他の公共施設を参照。

第 19 節　災害警備

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　防犯活動			●	危機管理班、関係各班、消防団、 *消防本部*

第１　防犯活動

第３章第 19 節第１　防犯活動を参照。